

神戸市介護保険コミュニケーション・サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、意思疎通が困難な本市の介護保険の被保険者に対し、介護保険制度における要介護認定調査やケアプラン作成時等におけるコミュニケーション・サポーター（以下、「サポーター」という。）の派遣等によって、介護保険制度の周知及び介護保険サービスの適切な利用の促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険制度における要介護認定調査やケアプラン作成時等のサポーターの派遣
- (2) サポーターの養成研修
- (3) 介護保険制度の啓発チラシの作成
- (4) 介護保険制度の説明会の開催

(事業の運営主体)

第3条 この事業の運営は、神戸市（以下、「市」という。）が行うものとするが、事業の実施については、市との委託契約に基づき、在日外国人支援団体（外国人コミュニティを含む）（以下、「支援団体」という。）へ委託して行うものとする。なお、事業の実施に際しては、市と委託先団体とが協働・連携して取り組むものとする。

(サポーターの派遣を受ける対象者)

第4条 この事業に基づきサポーターの派遣を受ける対象者（以下、「対象者」という。）は、本市の介護保険の被保険者のうち、要介護認定を申請する者等であり、日本語による意思疎通が困難な外国人で、親族等の通訳等の援助を受けられない者とする。

(サポーターの登録)

第5条 支援団体は、この事業の目的を遂行するために必要なコミュニケーション能力を有する満18歳以上の者を、サポーターとして登録し、「神戸市介護保険コミュニケーション・サポーター登録届出書」（様式第1号）を、市に提出すること。

2 市は、前項の登録のあったサポーターに対し、「神戸市介護保険コミュニケーション・サポーター登録証」（様式第2号）を交付する。

3 第1項の届出書のほか、登録されたサポーターについて「神戸市介護保険コミュニケーション・サポーター登録者一覧」（様式第2号の2）を年度当初に提出すること。

(サポーターの養成研修)

第6条 支援団体は、サポーターの派遣により、申請者の介護保険制度の理解と介護サービスの適切な利用の促進が図られるよう、前条により登録したサポーターに対し、介護保険制度に関する知識を習得させるための研修を必要に応じて実施すること。

(登録内容の変更)

第7条 サポーターは、登録したサポーターの登録内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を支援団体に届け出なければならない。

2 支援団体は、前項の届出を受けたときは、速やかにその内容を「介護保険コミュニケーション・サポーター登録変更届出書」(様式第3号)により、市に報告しなければならない。

(登録の取消)

第8条 市は、登録者がサポーターとしての適格性を欠くと認められたとき等、特別な理由があるときは、登録を取り消すことができる。

(登録の廃止)

第9条 サポーターは、派遣に応じることができなくなったときは、その旨を支援団体に届け出なければならない。

2 支援団体は、前項の届出を受けたときは、速やかに「介護保険コミュニケーション・サポーター登録廃止届」(様式第4号)により、市に報告しなければならない。

(登録の期間)

第10条 サポーターの登録期間は、第5条第1項による登録の届出があった時期に関わらず年度末までとする。

2 前項の規定にかかわらず、サポーターの登録を継続するものは、年度当初に第5条第3項の一覧を提出することで更新することができる。

(サポーターの派遣)

第11条 第2条第1号に規定するサポーターの派遣を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、サポーターの派遣を要する日までに、「介護保険コミュニケーション・サポーター派遣申請書」(様式第5号)を市に提出するものとする。

2 市は、前項の申請に基づき、支援団体とサポーターの派遣の調整を行い、派遣の決定をしたときは、「介護保険コミュニケーション・サポーター派遣通知書」(様式第6号)を支援団体に通知し、サポーターの派遣を依頼するとともに、申請者に対しても別途通知する。(様式第7号)。なお、派遣決定の通知は、前項の申請を受け付けてから、原則として1週間以内に行うものとする。

3 前項の依頼に基づき、支援団体は、第5条第2項に規定する登録証を交付されたサポーターの派遣を行う。なお、サポーターは派遣時に必ず登録証を携行すること。

4 前項のサポーターの派遣は、要介護認定調査時のほか、申請者の希望に応じ、訪問回数の上限の範囲内で、ケアプラン作成時等においても行うことができる。

5 前項の訪問回数の上限は、申請者1人につき、認定調査時を含め年間4回とする。

6 支援団体は、サポーターの派遣終了後、「介護保険コミュニケーション・サポーター派遣報告書」(様式第8号)を、市に提出するものとする。

(啓発チラシの作成)

第 12 条 支援団体は、在日外国人が介護保険制度に関する必要な情報が得られるよう、市と協議の上、介護保険制度に関する啓発チラシを作成する。

2 前項の規定に基づくチラシの作成については、市と協働して行う。

(制度説明会の開催)

第 13 条 支援団体は、対象者等に介護保険制度についての周知が図られるよう、市と協議の上、対象者等への介護保険制度の説明会を開催することができる。

(支援団体等の責務)

第 14 条 支援団体及びサポーターは、この事業の目的を正しく認識し、常に対象者の人権を擁護する立場でその職務を遂行し、この事業を通じて知り得た個人の秘密、プライバシー等は第三者に洩らしてはならない。

(費用の支払)

第 15 条 本要綱で規定する事業を実施した支援団体に対して、別に定める額を、予算の範囲内で市から支払うものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 7 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。